

平成四年(ワ)第二〇七五号 公式陳謝等請求事件

原告
被告国
ほか四九名

答 弁 書

平成五年三月二日

被告国指定代理人

鈴木 健太
加藤 昭
前川 典和
小卷 泰

大阪法務局

大阪市中央区谷町二丁目一番一七号
電話〇六一九四二一一四八一

黒川 裕正
高山 浩平
山口 芳子
川野 善朗
大築 誠
西谷 仁孝
桂田 正孝
糸井 博

京都地方裁判所第一民事部合議係 御中

第一 請求の趣旨に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求めらる。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言が付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求めらる。

第二 請求の原因に対する認否

事実関係を調査中につき、認否が必要な事項については追って認否する。

大阪法務局

大阪市中央区谷町二丁目一番一七号
電話〇六一九四二一四八二